

島根県報

令和4年11月18日(金)

号外 第 132 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

		目	次
--	--	---	---

【監査公表】

財務監査の結果及び組織及び運営の合理化に資する意見の公表

2

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した令和3年度会計に係る財務監査の結果に関する報告及び同条第10項前段の規定により提出した組織及び運営の合理化に資するための意見について、同条第9項及び第10項後段の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月18日

島根県監査委員 白 石 恵 子

同 加藤 勇

同 山口和志

同 三島 明

財務監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

令和3年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る財務監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて監査を実施した。実施に当たっては、「行政財産の目的外使用許可等の執行状況」を重点的監査事項とした。なお、監査対象期間は、原則として令和3年度であるが、一部の地方機関においては、監査を令和3年度下半期に行う関係上、令和2年度下半期から令和3年度上半期を対象とした。

2 監査実施機関及び方法

監査対象機関224機関について監査を実施した。

本庁等86機関は、実施時期である令和4年7月以降に、新型コロナウイルス感染症の感染者数の大幅な増加に伴い、本庁職員による保健所の応援用務が増加する中、所属の負担を軽減する必要が生じたこと、また、接触を避ける観点から、大半を書面による監査に変更して実施した。

また、地方機関は、対象機関138機関のうち、46機関について実地監査*1を、残り92機関については本庁等と同様に書面監査*2を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症対策を優先・徹底し、その範囲内での活動としたことから、県外及び 離島の機関は、実地監査についてはテレビ会議システムを利用して行った。

(単位:機関)

区分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本庁等	86	86	3	83
地方機関	138	138	46	92
計	224	224	49	175

※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況 を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査 し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

3 監査実施期日

本 庁 等 令和4年7月5日から8月19日まで(別紙1のとおり)

地方機関 令和3年12月16日から令和4年7月25日まで(別紙2及び3のとおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項及び重点的監査事項に係る結果について は次のとおりである。

(2) 指摘・指示事項

指摘事項 *3 は、収入に関するものが 6 件、支出に関するものが 7 件、財産に関するものが 1 件であった。

指示事項※4は、収入、支出、契約及び財産に関するものが99件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位:件)

区分	予算	収入	支出	契約	工事	財産	合計
	関係	関係	関係	関係	関係	関係	
指摘事項	0	6	7	0	0	1	14
指示事項	0	27	18	14	0	40	99
合 計	0	33	25	14	0	41	113

昨年度	
19	
116	
135	

※3 指摘事項

財務監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの(違法又は不当な事項)
- (2) 県に損害を与えたもの(故意又は重大な過失が認められるもの)
- (3) 機関として意思決定をしていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

※4 指示事項

指摘事項に該当しないもので、公表しないが、該当機関に対して文書によって指示し、 是正又は改善等を求めることが適当なもの

(3) 重点的監査事項

行政財産の目的外使用許可等の執行状況

公有財産管理事務のうち、行政財産の目的外使用許可、普通財産の貸付等については、使用料や貸付料の算定・徴収が伴うものであり、これら算定の誤りは県民にも影響を与え、県が損害を被るリスクも伴っている。また、減免については条例に規定されており、基準に従った適正な審査が求

められるべきものである。

今回の財務監査では、行政財産の目的外使用許可等について、令和2年度から開始した内部統制制度も踏まえ、内部統制の整備・運用状況、所属の自己点検状況も併せ、実際の運用について確認を行った。

その結果、行政財産の目的外使用許可等については、調定の遅延などいくつか改善すべき点が見られたものの、おおむね適正に執行されていると認められた。

2 指摘事項

(1) 収入関係事務

① 補助金の収入事務が適当でないもの

国庫補助金の収入に当たり、国への請求行為が行われず、収納状況の確認もなされなかったことから、 本来交付されるべき国からの国庫補助金額が交付されなかった。

令和3年度生活衛生関係営業対策事業費補助金

国庫補助金額

10,466,000円

(薬事衛生課)

② 調定額を誤っているもの

県営住宅の家賃算定について、誤りがあった。

算定誤り期間 令和3年4月~令和3年12月

返還額

40,096円

外2件

(建築住宅課)

③ 収入の会計年度所属区分を誤っているもの

随時の収入に当たる県立学校施設の利用に係る光熱水費等の負担金のうち3月分について、令和3年度 に入って通知を行ったが、令和2年度の収入として処理をしていた。

(令和2年度会計) (出雲工業高等学校)

(令和2年度会計) (横田高等学校)

④ 出納機関等の収納の処理が適当でないもの

書き損じの領収証書の本書を廃棄しているものが1件あった。

(津和野高等学校)

⑤ 出納機関等の収入の処理が適当でないもの

複写手数料として領収した現金について、収入調定が漏れているものがあった。

領収年月日

令和3年9月14日

収入調定漏れ金額 70円

(図書館)

(2) 支出関係事務

① 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したもの

ア 試料購入代金の支払が遅延し、遅延利息が発生していた。

納付期限 令和2年7月21日

納付日 令和3年8月31日

対象金額 54,472円 遅延利息 1,500円

(原子力安全対策課)

イ 国交付金に係る交付額の確定により生じた国庫返還金について、納期限後に支払ったため延滞金が発生していた。

納期限 令和4年3月24日

納付日 令和4年4月28日

名 称 令和2年度国民健康保険調整交付金(保健事業分)交付額の確定に伴う返還金

返還金 45,000円 延滞金 472円

(健康推進課)

ウ ネット回線サービスの月額利用料金について、支払期限後に支払ったため、延滞利息が発生していた。

対象元金 24,134円

支払日 令和4年4月8日

延滞料金 152円

外1件

(教育指導課)

エ 設計業務委託料に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため に不納付加算税及び延滞税が発生していた。

源泉所得税及び復興特別所得税(令和3年4月分)461,492円

法定納期限令和3年5月10日支払日令和3年7月7日不納付加算税23,000円延滞税1,800円

(東部県民センター雲南事務所)

オ 携帯電話通信料について、支払期限を過ぎて支払ったため、延滞利息が発生していた。

利用料 1,939円

支払期限令和3年8月2日支払日令和3年9月17日延滞利息34円

(雲南保健所)

② 補助金等交付事務が適当でないもの

ア 流域下水道事業補助金(企業会計への繰出金)について、交付決定をしていなかった。

交付申請日 令和3年3月29日

交付申請額 548,097,000円

イ 流域下水道事業補助金(企業会計への繰出金)について、実績報告書が提出されていなかった。

交付申請日 令和3年3月29日

交付申請額 548,097,000円

外1件

(下水道推進課(一般会計))

(3) 財産関係事務

道路占用料について、占有期間を誤り、又は減免をせずに、徴収していたため還付加算金が発生していた。

過徵収額 140,530円

還付加算金 2,500円

外2件

(松江県土整備事務所)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

使用料等の収入について、収入調定の時期が1か月以上遅延したものや、督促状を発布していないなど債権の保全措置が適当でないものがあった。

(2) 支出関係事務

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為書を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、3か月以上遅延したものがあった。

(3) 契約関係事務

遅延利息の率が誤っているなど、契約手続きが適当でないものがあった。

(4) 財産関係事務

① 財産関係

行政財産の使用許可期間に誤りがあるものなど、使用許可手続きが適当でないものがあった。

② 物品事務

物品の管理に当たって作成すべき使用責任者記録簿の未出力や、廃棄、管理換え等の記載漏れなど、記帳内容が適当でないものがあった。

意 見

第1 本年度の意見

1 財務監査の結果に関する意見

(1) 会計事務の適正化(各執行機関、出納局)

今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、 支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、契約書作成方法の不備、財産管理における行政 財産使用許可台帳の不備などであった。

かねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回も多くの指摘をするに至ったことは、担 当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組みを一層 進める必要があることを示している。

ついては、各執行機関においては、令和2年度から運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、 会計事務の適正な執行に努められたい。

また、令和3年度の決算において、国への補助金の請求行為が行われず、収納状況の確認もなされなかったことから、本来交付されるべき国庫補助金額が交付されなかったという事案があった。

このような事態を避けるためにも、国費等の請求事務については、チェック体制をより強化するなどの対策を速やかに講じられたい。

こうした中、職員への会計事務の習熟を図るため、所属独自で研修を企画、実施しているところや、 出納局主催の会計事務研修を課内でオンラインで受講できるよう取り組んでいるところもあった。

ついては、出納局にあっては、今後、会計事務の知識が広く職員へ浸透するよう、例えば、部局単位での研修機会の提供や研修動画の配信など検討され、引き続き、きめ細かい支援に取り組まれたい。

(2) 物品管理の適正化(各執行機関、出納局)

物品管理の適正化については、これまでも幾度か意見を述べてきたが、依然として使用責任者記録 簿の未出力や、廃棄、管理換え等の記載漏れなど、必要な処理が行われていない所属が多く見受けら れた。

これらは、物品会計に対する担当者の意識の低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に加え、 組織におけるチェックや支援体制の不備により生じていると考えられる。

また、今回の監査において、抽出で物品の調査をしたところ、所在が不明である例も見受けられた。 ついては、各執行機関においては、今まで以上に必要なチェックや支援の体制を整備するとともに、 物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管理事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあっては、引き続き、会計事務研修や会計検査の機会を利用して会計事務担当者に 対する制度の周知に努められたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 内部統制制度の運用(人事課)

令和2年度から「財務に関する事務」を対象に、知事部局、企業局、教育委員会及び警察本部に おいて内部統制制度の運用が始まった。

運用開始2年目となり、多くの所属では、課内会議等で制度の意義の浸透とリスク評価シートの 情報共有による注意喚起を図っている。

今後においても所属において、財務事務のリスクを把握し、誤謬を減らすためには、内部統制リスク評価シートを有効活用し、事務改善につなげていく取組が求められる。

ついては、内部統制制度を進めるに当たり、各所属で見本となる取組事例があれば、全庁で共有 するなど、さらに効果的な運用となるよう取り組まれたい。

(2) 個人情報管理の徹底(各執行機関)

県が保有する個人情報については、島根県個人情報保護条例等(以下「条例等」という。)に基づき管理等が行われており、その情報セキュリティ対策に当たっては、島根県情報セキュリティポリシー等(以下「ポリシー等」という。)に基づき運用等がなされている。

こうした中、令和4年8月に島根県立中央病院において、患者情報24,563人分と端末を利用する職員情報6,180人分が保存されている電子カルテ用端末1台の所在が不明となっている事案が公表された。

これは、組織として個人情報を適正に管理する認識・管理体制が不足していたと言わざるを得ない事案である。

もとより病院局だけではなく、各執行機関では、島根県が保有する個人情報を条例等に基づき厳格に管理しなければならず、情報セキュリティ対策に当たっては、ポリシー等に基づき適切に措置しなければならない。

ついては、各執行機関においては、個人情報の管理に当たって、改めてその重要性と外部に漏え いした場合の影響の重大性を十分に認識し、条例等及びポリシー等を遵守し、個人情報管理の徹底 に万全を期されたい。

(3) コロナ禍における事業の執行(各執行機関)

新型コロナウイルス感染拡大を受け、県では、従来の業務に加え、国の経済対策などを活用して、 感染症対策を始め、県内経済や社会活動を回復させるための新たな事業への対応が必要となっている。 感染予防、拡大防止の観点から、施設の休館や利用範囲の縮小を余儀なくされているほか、各種会 議やイベント、研修、相談会などで事業の中止、縮小等の影響が発生している。

感染が長期化する中、事業の執行については、会議やイベント、研修、相談会などは対面型から書面会議への変更や、テレビ会議システムの活用やオンラインによるWeb説明会に切り替えることで、コロナ禍においても可能な範囲で工夫して実施されていた。

ついては、コロナ禍における事業の執行に当たっては、これまでの前例にとらわれることなく、引き続き、創意工夫して、その効果的、効率的な執行に努められたい。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

昨年度の意見は、次のとおりであった。

- 1 財務監査の結果に関する意見
 - (1) 会計事務の適正化
 - (2) 物品管理の適正化
 - (3) 現金収入事務の適正化
- 2 組織及び運営の合理化に資するための意見
 - (1) 内部統制制度の運用
 - (2) コロナ禍における事業の執行

これに対する措置状況について、次のとおり評価する。

1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

該当なし

- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
 - 1(1) 会計事務の適正化
 - 1(2) 物品管理の適正化
 - 1(3) 現金収入事務の適正化
 - 2(1) 内部統制制度の運用
 - 2(2) コロナ禍における事業の執行
- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

別紙1

令和3年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(本庁等)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	令和4年7月22日
	女性活躍推進課	令和4年7月29日
	秘 書 課	令和4年8月4日
	広 聴 広 報 課	令和4年7月26日
	統計調査課	令和4年8月17日
総 務 部	総 務 課	令和4年7月27日
	人 事 課	令和4年8月4日
	財 政 課	令和4年7月29日
	税 務 課	令和4年7月29日
	管 財 課	令和4年8月1日
	営 繕 課	令和4年8月8日
	総務事務センター	令和4年7月25日
防 災 部	消防総務課	令和4年7月29日
	防災危機管理課	令和4年8月17日
	原子力安全対策課	令和4年7月25日
地域振興部	地 域 政 策 課	令和4年8月17日
	しまね暮らし推進課	令和4年8月8日
	中 山 間 地 域 ・ 離 島 振 興 課	令和4年7月27日
	市町村課	令和4年8月2日
	情 報 政 策 課	令和4年7月26日
	交 通 対 策 課	令和4年7月29日
環境生活部	環境生活総務課	令和4年7月21日
	人権同和対策課	令和4年8月4日
	文 化 国 際 課	令和4年7月28日
	スポーツ振興課	令和4年8月4日
	自 然 環 境 課	令和4年7月27日
	環境政策課	令和4年8月1日
	廃棄物対策課	令和4年8月1日
健康福祉部	健康福祉総務課	令和4年7月29日
	地域福祉課	令和4年7月29日
	医療政策課	令和4年7月27日
	健康推進課	令和4年7月26日
	高齢者福祉課	令和4年8月8日
	青少年家庭課	令和4年8月1日
	子ども・子育て支援課	令和4年7月29日
	障がい福祉課	令和4年8月8日
	薬 事 衛 生 課	令和4年8月17日
	感染症対策室	令和4年7月26日
農林水産部	農林水産総務課	令和4年8月5日
	農業経営課	令和4年7月25日
	産 地 支 援 課	令和4年8月1日
	農畜産課	令和4年8月17日
	農村整備課	令和4年8月1日

部局	監査実施機関	監査実施期日
農林水産部	農地整備課	令和4年8月1日
211111111111111111111111111111111111111	林業課	令和4年7月26日
	森林整備課	令和4年8月1日
	水産課	令和4年7月25日
	沿岸漁業振興課	令和4年7月25日
商工労働部	商工政策課	令和4年7月29日
74 - 74 153 111	観光振興課	令和4年8月5日
	しまねブランド推進課	令和4年7月25日
	産業振興課	令和4年8月8日
	企業立地課	令和4年7月26日
	中小企業課	令和4年7月25日
	雇用政策課	令和4年8月19日
土 木 部	土木総務課	令和4年7月22日
	技 術 管 理 課	令和4年7月25日
	用地対策課	令和4年8月8日
	道路維持課	令和4年7月20日
	道路建設課	令和4年7月20日
	高速道路推進課	令和4年7月26日
	河 川 課	令和4年7月26日
	斐伊川 神戸 川対 策課	令和4年8月8日
	港湾空港課	令和4年8月1日
	砂防課	令和4年7月26日
	都市計画課	令和4年8月8日
	下水道推進課	令和4年7月5日
	建築住宅課	令和4年7月29日
出	納 局	令和4年8月5日
企	業局	令和4年7月5日
病	院 局	令和4年7月6日
議会	事 務 局	令和4年7月21日
教育委員会	総 務 課	令和4年7月28日
	教 育 施 設 課	令和4年8月1日
	学 校 企 画 課	令和4年7月26日
	教 育 指 導 課	令和4年8月8日
	特別支援教育課	令和4年8月8日
	保 健 体 育 課	令和4年8月1日
	社 会 教 育 課	令和4年8月1日
	人権同和教育課	令和4年8月5日
	文 化 財 課	令和4年7月28日
	福 利 課	令和4年8月1日
公安委員会	警察本部	令和4年7月25日
人事委	員会事務局	令和4年7月22日
監査		令和4年7月26日
労 働 委	員 会 事 務 局	令和4年8月8日

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載 病院局、企業局、下水道推進課は実地監査を実施 計 86 機関

別紙2

令和3年度会計・財務監査実施機関及び実施期日

(地方機関:実地監査)

部局	監査実施機関	監査実施期日
総 務 部	☆隱岐支庁県民局	令和4年6月30日
	☆隠岐支庁農林水産局	令和4年6月29日
	☆隠岐支庁県土整備局	令和4年6月30日
	東部県民センター	令和4年6月23日
	東部県民センター 雲南事務所	令和4年6月23日
	西部県民センター	令和4年6月27日
	西部県民センター 県央事務所	令和4年6月27日
	☆東京事務所	令和4年7月12日
環境生活部	美 術 館	令和4年1月24日
健康福祉部	中央児童相談所	令和4年1月24日
	食肉衛生検査所	令和4年1月19日
農林水産部	東部農林水産振興センター	令和4年6月24日
	東部農林水産振興セン ター出雲家畜衛生部	令和4年6月24日
	東部農林水産振興セン タ ー 雲 南 事 務 所	令和4年6月24日
	西部農林水産振興センター	令和4年6月28日
	西部農林水産振興センター川 本家 畜衛生部	令和4年6月28日
	西部農林水産振興センター 益田家畜衛生部	令和4年6月28日
	西部農林水産振興センタ ー 県 央 事 務 所	令和4年6月28日
	西部農林水産振興セン タ ー 益 田 事 務 所	令和4年6月28日
	農業技術センター	令和4年1月14日
	農林大学校	令和4年1月19日
	水産技術センター	令和4年1月20日
商工労働部	☆ 大 阪 事 務 所	令和4年7月14日
	☆ 広 島 事 務 所	令和4年7月13日
	東部高等技術校	令和4年1月14日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
土 木 部	松江県土整備事務所	令和4年6月23日
	雲南県土整備事務所	令和4年6月24日
	出雲県土整備事務所	令和4年6月22日
	県央県土整備事務所	令和4年6月22日
	浜田県土整備事務所	令和4年6月27日
	益田県土整備事務所	令和4年6月28日
	宍道湖流域下水道事務所	令和4年7月5日
	浜田港湾振興センター	令和4年6月27日
企 業 局	企業局東部事務所	令和4年7月5日
	企業局西部事務所	令和4年7月5日
病院局	中 央 病 院	令和4年7月6日
	こころの医療センター	令和4年7月6日
教育委員会	島根県教育センター	令和4年1月14日
	埋蔵文化財調査センター	令和4年1月24日
	松江商業高等学校	令和4年1月14日
	飯南高等学校	令和4年1月21日
	出雲工業高等学校	令和4年1月17日
	大 田 高 等 学 校	令和4年1月19日
	津和野高等学校	令和4年1月24日
公安委員会	雲 南 警 察 署	令和4年1月21日
	津 和 野 警 察 署	令和4年1月24日

計 46 機関

- (注)地方機関の実地監査は、組織の規模等により、1~3年に1回の間隔で実施
- (注) ☆は、テレビ会議システムを利用して実施

別紙3 令和3年度会計·財務監査実施機関及び実施期日

(地方機関:書面監査)

ì	部		后	j			Ę	監査	主実が	極機関	j		
総		務		部	隠	岐	支	庁	隠	岐	保	健	所
					東	部県	民	セン	ノタ	一出	雲:	事 務	所
					西	部県	民	せい	ノタ	一益	田:	事 務	所
					公	文		書	セ	ン		タ	_
					自		治		研		修		所
防		災		部	消			防		学			校
環	境	生	活	部	中	山市	 目 均	也均	成 研	究せ	こ ン	/ タ	
					芸	術	文		化、		/	タ	_
健	康	福	祉	部	雲		南	_	·- 保		健		所
	,,,,	,,,,,	,		出		雲		保		健		所
					県		央		保		健		所
					浜		田		保		健		所
					益		田		保		健		<u>//-</u> 所
					保	健	環	境		学	研	究	<u>//-</u> 所
										進セン			
					出	雲		-五 b 児	童	相		談	所
					浜	田		児 児	童	相		談	<u>///</u> 所
					益	田		児児	童			談	所
					わわ					け	<u> </u>		園
					-			た					园
					女					セン			
#	++-	-lc	375	ᆉᄱ						炎セ			L 20
辰	林	八	生	여급						7一松:			
										ンターセー:		_	労力リ
2/4		労	紙	₩	畜	産	技					タタ	
商	Т.	カ	側	여亩	産	業	技						+*
		—		ᆉᄱ	西	部			等。今	技	ў У Т		校正
土		木		部	浜山					開多			
±4.6	-	=		^	出	雲		港		理			所
教	育	安	貝	云	松	江		教	育	事		務	所
					出	雲		教		事	-		所
					浜	田		教	育	事		務	所一
					益	<u>田</u>		教	育	事		務	所
					隠	岐		教	育			務	所
										せい			_
										开修			
									= T	正 6安	J `		
						部 石	: 会	教		丌修	۲,	ンタ	
					図				書				館
					図青		少		書年		の		館家
					ョ	Æ	少 F	É	書年	然	Ø))	館
					図 青 少 古	代	少 F 出	自雲	書年歴	然史	の (博	物	館家
					図青少古安	代	少 F 出 k	自雲高	書年歴	然 史 等	の博	物	館家家
					図青少古安	在 代 報	少 F 出 k	宝 高	書 年 歴	然史等	の博	物	館家家館
					図青少古安	在 代 報	少 F 出 k	雲高北	書 年 歴	然 史 等 高 等	の博) 物 ^女 学	館家家館校
					図青少古安情	在 代 報	少 F 出 k	雲高北	書 年 歴	然史等	の博	物	館家家館校校
					図青少古安情松	代報江江	少日出	宝 高 北 南	書年歷高学高高	然 史 等 高 等	の 博	か 対 学 学 学	館家家館校校校

部	3		后	1			竪	* 香 実	施機	閻		
教 7		委			松	江	農	林			学	校
					宍	道	<u> </u>	高	等		学	校
					大	東		高	等		学	校
					横	田	ı	高	等		学	校
					三	刀	E	最 居	新 等	争	学	校
					平			高	等		<u>·</u> 学	校
					出	雲	<u>}</u>	高	等		学	校
					出	雲	商	業	高	等	学	校
					出	雲	農	林	高	等	学	校
					大	社	-	高	等		学	校
					邇	摩	È	高	等		学	校
					島	根	中	央	高	等	学	校
					矢	上		高	等		学	校
					江	津		高	等		学	校
					江	津	工	業	高	等		校
					浜	囯		高	等		学	校
					浜	田	商	業	高	等	学	校
					浜	田	水	産	高	等	学	校
					益	囯		高	等		学	校
					益	田	翔	陽	高	等	学	校
					抬	賀	į	高	等		学	校
					隠	岐	ŝ	高	等		学	校
					隠	岐	島	前	高	等	学	校
					隠	岐	水	産	高	等	学	校
					盲			2	学			校
					松	江	-	ろ	う		学	校
					浜	圧	l	ろ	う		学	校
					松	江	-	養	護		学	校
					出	雲		養	護		学	校
					石	見	4	養	護		学	校
					浜	圧	I	養	護		学	校
					益	Ħ	l	養	護		学	校
					隠	岐	Ê	養	護		学	校
					松	江	清	心	養	護	学	校
					江	津	清	和	養	護	学	校
					松	江	緑	が E	主 養	護	学	校
公分	安	委	員	会	松		江		学	察	ŧ	署
					安		来			察	ŧ	署
					出		雲	誓		察		署
					大		田		学	察		署
					ЛП		本	誓	学	察	ŧ	署
					江		津	誓	学	察	ŧ	署
					浜		田	誓	这	察	ŧ	署
					益		田	誓	学	察		署
					隠	岐	0	D [事 誓	攻	察	署
					浦		郷	- 4		察	ŧ	署
				±1					0.0	+616 F	IFI	
				計					92	機	刔	

監査実施期日 令和3年12月16日~令和4年7月25日

(注)書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施